

NPO法のあらまし

寝屋川市 人・ふれあい部 市民活動振興室

*詳細については「特定非営利活動法人(NPO法人)設立・運営の手引き」または ホームページ
http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/hito_fureai/shiminkatsudou/index.html
をご覧ください。

1 NPO法（特定非営利活動促進法）の趣旨

NPO法(特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。))は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体に対して、簡易な手続で広く法人格を付与することなどにより、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的としています。

法人格を取得することにより、契約などの法律行為の主体となり、法人名義での資産の保有等の財産管理ができるようになります。同時に、法人としての社会的責任や法律上の義務を負うこととなります。

特定非営利活動法人の所轄庁

大阪府内のみに事務所(※)を置く団体は、活動場所が大阪府外や海外であっても、所轄庁は大阪府知事となります。ただし、政令指定都市である大阪市、堺市の区域のみに事務所を設置する団体の所轄庁は、それぞれ大阪市長、堺市長となります。

大阪府以外の都道府県にも事務所を置く団体については、主たる事務所を置く都道府県が所轄庁となります。

寝屋川市では、大阪府から事務処理の権限移譲を受けており、寝屋川市内のみに事務所を置く団体については、寝屋川市が窓口となります。

寝屋川市内のみに事務所を置く団体

寝屋川市 人・ふれあい部 市民活動振興室 〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

Tel 072-824-1181 E-mail siminkatudo@city.neyagawa.osaka.jp

Fax 072-825-2638 HP <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

ご相談は予約制とさせていただきます。あらかじめお問合せください。

○島本町のみに事務所を置く法人

○大阪府内の複数の市町村に事務所を置く法人

○2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で主たる事務所が大阪府内にある法人

申請の手続きや制度の内容についてのお問合せ、事前相談の予約受付は…

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課府民協働グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目3番49号

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階

Tel 06-6210-9320(直通) Fax 06-6210-9322

E-mail fuminkatsudo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/index.html>

※事務所とは

法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。

2 特定非営利活動法人の要件

法人は、寝屋川市長の認証を受け、法務局で登記することにより成立します。法人となるには、法で定められた次の要件を満たす必要がありますが、これ以外の設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは法人の設立要件ではありません。

〔目的に関すること〕

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定多数の利益(※)の増進に寄与することを目的とする活動です。

※ 社会全般の利益を意味し、活動の受益者が特定されないこと、構成員(役員や社員)相互の利益(共益)を目的とする活動ではないことをいいます。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動	13. 子どもの健全育成を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動	14. 情報化社会の発展を図る活動
4. 観光の振興を図る活動	15. 科学技術の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	16. 経済活動の活性化を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
7. 環境の保全を図る活動	18. 消費者の保護を図る活動
8. 災害救援活動	19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
9. 地域安全活動	20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	(大阪府条例で定める活動はありません。)
11. 国際協力の活動	

(2) 営利を目的としないこと

事業の実施によって収益を得ることは禁止されませんが、得た収益を構成員(役員や社員)に分配したり、財産を構成員に還元したりすることは禁止されています。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと

(4) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

(5) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

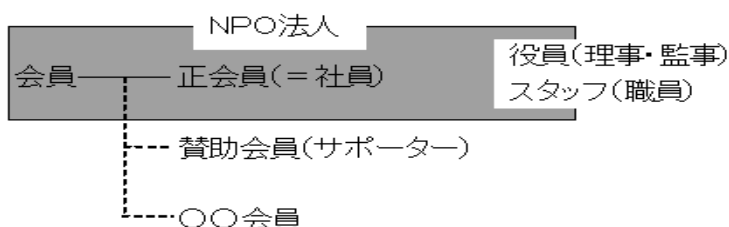
〔社員に関すること〕

(1) 社員が10人以上であること

(2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと(社員の入退会は、原則自由)。

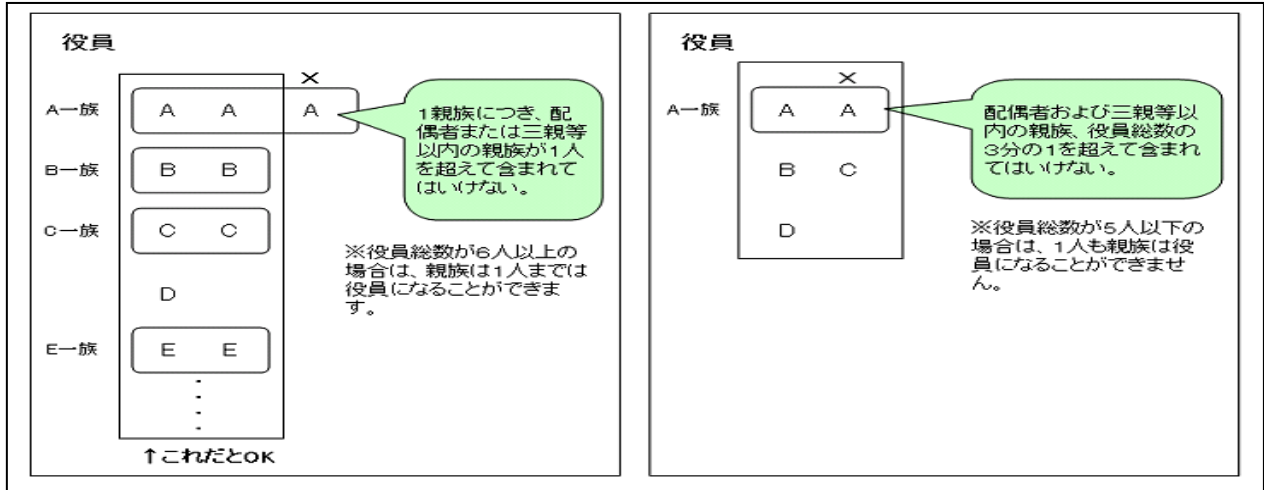
法でいう「社員」とは、日常使われているスタッフ(職員)という意味ではありません。法人を構成するメンバーのことであり、最高意思決定機関である社員総会の議決権を持ち、法人の意思決定に参画します。社員の集まりがNPO法人なのです。

例)



〔役員に関すること〕

- (1) 理事3人以上、監事1人以上であること
- (2) 欠格事由に該当しないこと
- (3) 親族等の制限規定に違反しないこと
 - ① 役員総数が6人以上の場合は、親族は1人までは役員になることができます。
 - ② 役員総数が5人以下の場合は、1人も親族は役員になることはできません。



- (4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

〔その他〕

- ・ 暴力団、あるいは暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

3 特定非営利活動法人の運営

(1) 活動の原則

特定非営利活動法人は、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはなりません。また、特定非営利活動法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 総会の開催

法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行います。通常総会は少なくとも毎年1回開催しなければなりません。また、理事が必要であると認めるときや社員総数の5分の1以上(定款で増減可能)から請求があったときは、臨時総会を開催することができます。

(3) 役員の役割

法人には、理事3人以上、監事1人以上をおこななければなりません。理事は、それぞれがNPO法人の執行機関として、NPO法人の業務を代表(注)します。

(注) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

監事は、法人のチェック機関として、理事の業務執行の状況等を監査します。

(4) 事業報告書等の情報公開

法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、前事業年度に係る事業報告書等を作成して事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。

(5) 寝屋川市長への届出等

提出の時期	提出書類の種類
1年に1回(年度開始後3ヶ月以内)	事業報告書等(活動実績がない場合も提出が必要)
少なくとも2年に1回(役員選任後)	役員変更等届出書(役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要)
その他、随時	役員変更等届出書(辞任・新任等があった場合) 定款変更認証申請書(目的・名称・特定非営利活動の種類等の法第25条第3項に掲げる事項の定款変更を行う場合。市長の認証を受けなければ定款変更の効力は生じないことに留意。) 定款変更届出書(定款変更認証以外の定款変更を行う場合)等

事業報告書等については、寝屋川市において、過去3年分を一般に公開(閲覧)します。また、書面による閲覧に加え、インターネット上でも情報を提供しています(ただし、一部の書類についてはインターネット上は公開していません)。

内閣府ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

4 特定非営利活動法人の監督

(1) 寝屋川市長による監督

① 報告徴収・立入検査

寝屋川市長は、次の場合には、法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に検査をさせることができます。

・法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認める相当な理由があるとき

② 改善命令

寝屋川市長は、次の場合には、法人に対して、その改善のために必要な措置を取るよう命ずることがあります。

・法第12条第1項第2～4号に規定する法人の要件を欠くとき

・法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき

・その運営が著しく適正を欠くとき

③ 設立認証の取消し

寝屋川市長は、次の場合には、聴聞手続を経て、法人の設立の認証を取り消すことができます。

・改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないとき

・3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき

・設立認証を受けた者が設立の認証のあった日から6か月を経過してもなお登記をしないとき

なお、法人の運営については、事業報告書等の公開等を通じた市民による緩やかな監視のもとで自主的・自律的に行われるべきとして、寝屋川市長は、法人が違法な行為を行ったとき等を除いて、原則として関与しないこととされています。

(2) 罰則規定

法に違反した場合は、50万円以下の罰金や20万円以下の過料に処せられることがあります。